

第5章

公共土木施設・農地等の災害復旧

第5章 公共土木施設・農地等の災害復旧

5.1 災害復旧事業の概要と災害復旧事業の流れ

(1) 災害復旧事業の概要

地方自治体が管理している公共土木施設（河川、道路等）、農林水産業施設（農地、農業用施設、林道等）、文教施設（公立学校等）、厚生施設（水道等）等が異常な天然現象で被災した場合には、施設の早期の機能復旧を図る等の目的で、国が一定の財政援助を行うことが定められています（公共土木施設災害復旧事業国庫負担法、農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律他）。

災害復旧事業を行うためには、先ず採択要件を満たしている必要があります。採択要件は、公共土木施設の場合であれば次のとおりです。1) 異常な天然現象による、2) 負担法上の公共土木施設、3) 地方公共団体等が実施、4) 適用除外の災害復旧ではない。

次に、災害報告を行う必要があります。法に基づき公文書によって行われる災害報告は、国庫負担を申請する意志の表明です。この報告なくして、国庫負担申請を行うことはできません。

さらに、国庫申請を行った後、災害査定を受けます。災害査定により採択の是非が検討され、^{しゅい}朱入れをもって査定決定（工事費、復旧工法）がなされます。この災害復旧事業における国庫負担は2/3以上と高率です。激甚災害に指定された場合には、財政力に応じてさらに国庫負担率の嵩上げ措置が講じられます（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）。

政府は、平成29年8月8日、「平成二十九年六月七日から七月二十七日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害並びにこれに対して適用すべき措置の指定に関する政令」で、農地等及び農林水産業共同利用施設等を激甚災害（本激）、公共土木施設に関しては、朝倉市をはじめとして、東峰村、添田町、日田市を、局地激甚災害（局激）として指定しました。

また、今回の災害では、被災地の1日も早い復旧に向けて、災害査定の効率化を行うため、以下の対応を行うことが、7月25日に国土交通省より記者発表されました。

- 設計図書の簡素化
- 書面による査定上限金額の引き上げ
- 現地で決定できる災害復旧事業費の金額の引き上げ

さらに、後に述べるように、「国による河川の権限代行の実施」、「大量の土砂・流木で埋塞した公共土木施設の全損としての扱い」及び「「一定災」の採択」等、新しい施策が、「災害復旧事業等の適用拡充」として導入されました。

平成29年7月豪雨に関する朝倉市における災害査定の結果概要は、以下のとおりです。

表-5.1.1 公共土木施設の災害査定結果

種 別	査定件数(箇所)	決定金額(億円)
河 川	85	86.6
道 路	194	38.7
橋 梁	66	11.7
合 計	345	137.0

(朝倉市・公共土木災害対策室資料より)

表-5.1.2 農地・農業用施設と林道の被害状況(H30.2.22時点)

	松末	杷木	久喜宮	志波	朝倉	高木	三奈木	越城	その他	計
箇 所 数	116	92	73	141	570	153	52	11	8	1,216
(うちため池)	0	1	7	4	21	0	3	0	0	36
(うち頭首工)	18	12	2	8	20	23	9	0	0	92
被害額(億円)	28.5	11.4	6.0	16.9	54.7	16.5	2.6	1.4	0.7	138.7
被害面積(ha)	165.7	79.5	94.7	102.8	1,036.8	101.6	42.9	103.5	50.6	1,778.1
林道(路線数)	12	10	1	4	1	6	2	0	4	40

※災害復旧事業(国庫補助対象)の査定結果(朝倉市復興計画、平成30年3月より)

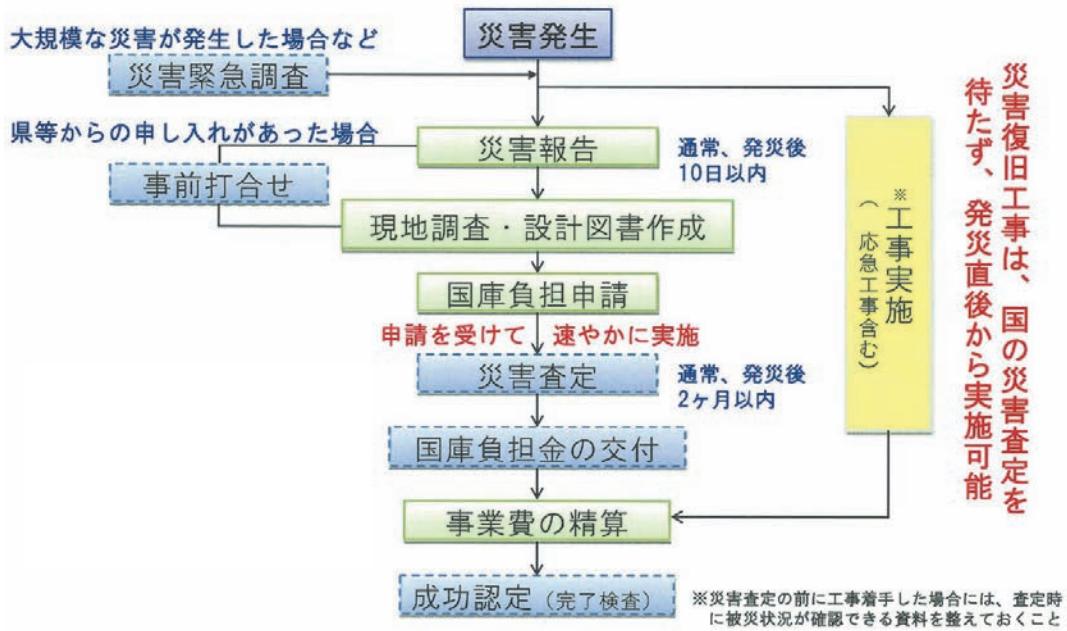
表-5.1.3 その他公共施設等の災害査定結果の概要

事 業 名	施 設 等	査 定 金 額
公園災害復旧事業	大平山公園ほか5箇所	(約2,500万円)
公営住宅復旧事業	5団地	(約1億4,740万円)
水道施設復旧事業	浄水施設ほか42箇所	(約3億8,040万円)
下水道施設復旧事業	浄化槽267箇所	(約8,670万円)
	公共下水道8件	(約1,490万円)
	農業集落排水施設9件	(約630万円)
	農村生活環境施設10件	(約3,970万円)

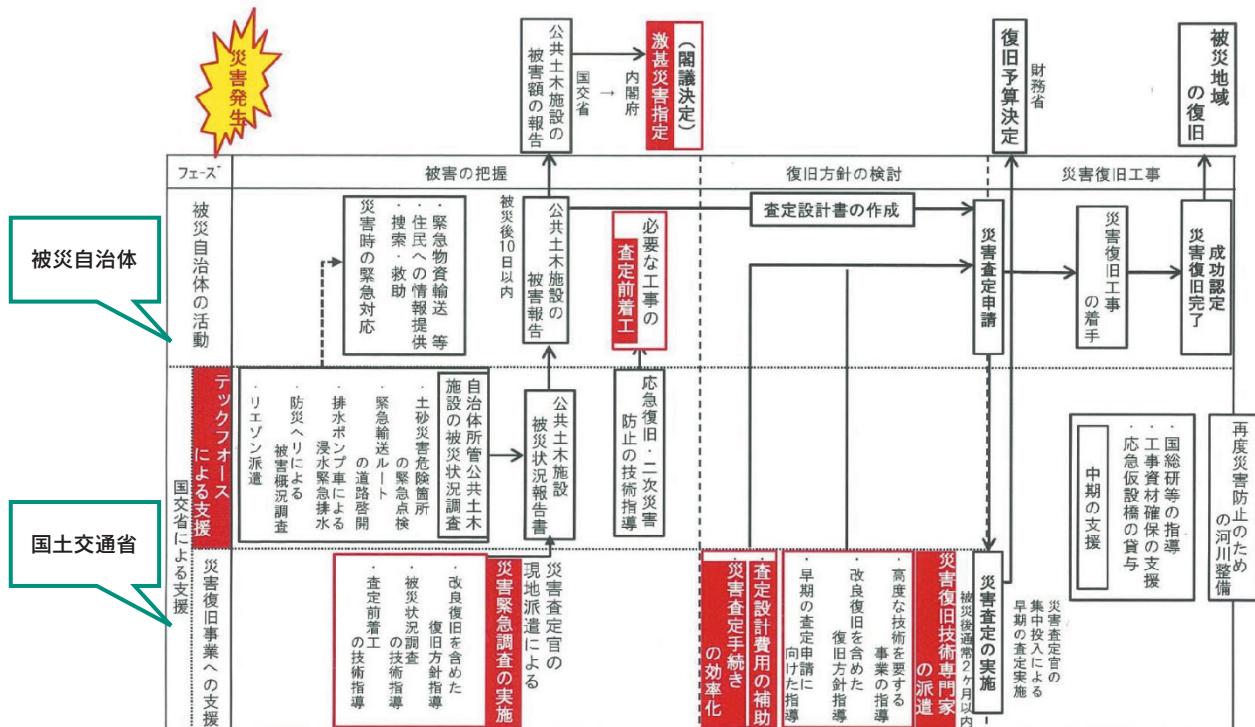
(広報あさくら 復興ニュース、No.5、2018.5.1他より)

(2) 災害復旧事業の流れ

上記した「災害復旧事業」として、災害復旧を進めて行くには、それぞれの法律に従い、災害査定等の様々な手続き等を経ることが必要となってきます。その概要を、公共土木施設の場合を例¹⁾に取り、図-5.1.1に示します。

図-5.1.1 災害復旧事業の基本的流れ(公共土木施設の場合、国土交通省資料¹⁾より)

また、被災自治体の活動と国土交通省による支援を含めた「災害復旧事業の全体的な流れ」を図-5.1.2に示します。

図-5.1.2 災害復旧事業の全体的な流れ(公共土木施設、国土交通省資料¹⁾に一部加筆)

朝倉市は、今回の災害は大規模災害のため、国土交通省、農林水産省、福岡県、各自治体等から様々な支援を受けつつ、公共土木施設の災害査定は平成29年12月28日、農林水産施設についても平成29年12月28日で終わりました。

5.2 公共土木施設の災害復旧

5.2.1 被害調査・報告と応急工事（査定前着工）の指導等

（1）TEC-FORCE 支援による被害調査・報告の概要

前記の流れで示したように、被災市町村においては、まず災害終息後10日以内に被災調査を行い、県を経て国へ災害報告を行う必要があります。

しかしながら今回の災害は大規模で広範囲であったため、市だけで被害状況を把握することは困難でした。このため、TEC-FORCE が作成した公共土木施設被災状況報告書を基に、施設管理者である朝倉市の現地調査を追加しながら、災害報告を作成しました。

TEC-FORCE の活動状況²⁾ の代表例を写真-5.2.1 に示します（なお、以下の TEC-FORCE の活動写真等で特に、出典先を明示していないものは、国土交通省九州地方整備局から提供を受けたものです）。

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）

大規模な自然災害に際して、被災状況の把握や被災地方自治体の支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施します。



写真-5.2.1 国土交通省TEC-FORCEの活動状況(7月7日、桂川)²⁾

(2) TEC-FORCEによる調査と報告の紹介

国土交通省のTEC-FORCEは、7月6日より福岡県等と協力しながら、朝倉市内の被災箇所を、レーザー測器、ドローン及びヘリコプターも投入して、渓流、河川、道路等、様々な箇所での調査を行い、7月20日にその結果を朝倉市に報告しました。



写真-5.2.2 国土交通省と福岡県合同チームで赤谷川等での流木調査を実施



写真-5.2.3 レーザー測器を用いて被災規模を計測 (渓流調査)



写真-5.2.4 北川の氾濫状況
(防災ヘリはるかぜ)



写真-5.2.5 流木堆積状況
(ドローン撮影)



写真-5.2.6 道路の被災調査
(県道52号:朝倉市)



写真-5.2.7 流木堆積調査
(赤谷川:朝倉市)



写真－5.2.8 調査結果報告書を朝倉市長に手交

(3) 応急工事（査定前着工）の指導（災害緊急調査を含む）

公共土木施設等が被災した場合、被害の拡大や二次災害の防止のためには、早期の復旧は不可欠です。災害査定の前段階の時期ですが、施設管理者は、応急工事（応急仮工事及び応急本工事）を行うことが可能で、その費用についても、その一部または全部が国庫負担の対象となります。

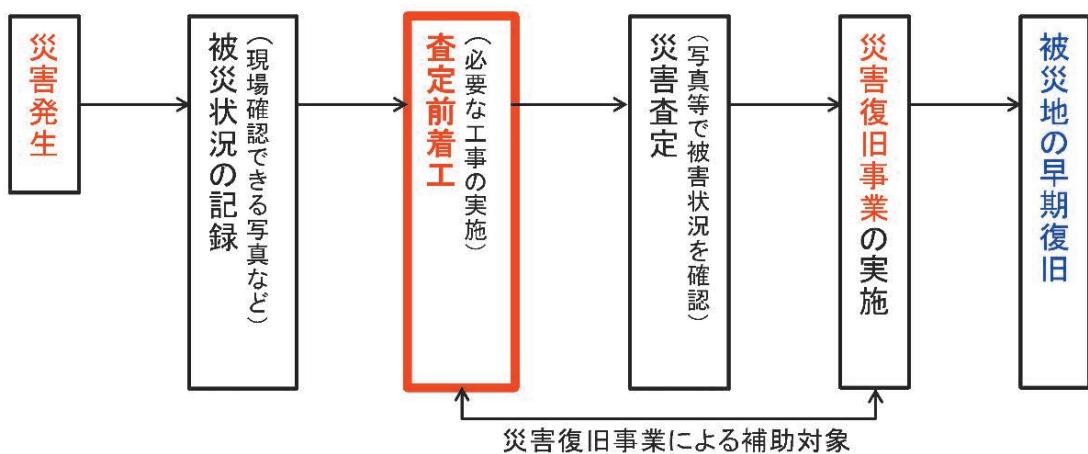


図-5.2.1 査定前着工の仕組み(国土交通省資料1より)

朝倉市内の被災箇所では、様々な箇所で応急工事が行われました。朝倉市内には、市・県の管理施設がありますが、国土交通省は、災害緊急調査として、応急工事の工法に関する現地指導を行いました。以下に、応急工事の指導状況を示します(写真-5.2.9～5.2.11)。なお、様々な施設管理者による応急工事については、「5.2.5 応急工事の状況と本復旧へ向けて」で記載します。

①桂川の被災状況調査（朝倉市）

※査定前着工（中学校基礎への影響と復旧工法）
を現地指導（7月9日）



写真－5.2.9 災害緊急調査と応急工事の指導
(桂川、7月9日)¹⁾

②赤谷川の被災状況調査（朝倉市）

※査定前着工（護岸の仮復旧及び復旧工法）
を現地指導（7月9日）



写真－5.2.10 災害緊急調査と応急工事の指導
(赤谷川、7月12日)¹⁾



写真－5.2.11 国土交通省による現地調査～応急工事終了(県道52号)

5.2.2 災害査定へ向けた準備と公共土木災害対策室等の開設

(1) 災害復旧技術専門家による事前説明会実施等

災害復旧事業を進めるに当たっては、最新の災害復旧事業に関する様々な情報を把握・理解する必要がありました。また、今回の災害は、甚大、深刻、多様であり、災害査定へ向けた様々な測量・設計等を適切に実施するためには、災害復旧専門家の助言が必要でした。

このような背景から、福岡県に要請し、国の「災害復旧技術専門家派遣制度」を活用して、災害復旧事業に精通した災害復旧技術専門家（（公社）全国防災協会所属）を招きました。8月1日（火）に専門家の助言を受けながら、被災箇所の調査・測量・設計を担う測量・設計会社へ向けた災害申請業務に関する合同説明会開催に向けた打合せを、

都市建設部建設課が中心となって行いました。

引き続き、8月8日（火）に第1回の合同説明会を、8月25日（金）に第2回の合同説明会を開催しました。これらの説明会では、朝倉市の担当部署が事務局となり、説明者側として（公社）全国防災協会の災害復旧技術専門家、その補助として（一社）九州地域づくり協会職員が立ち会い、以下の3グループに対して、作業内容・留意事項・スケジュールを説明するとともに、現場での確認、質疑応答、個別質問対応等を行いました。

- ・「両筑測量設計共同組合傘下会社」（旧朝倉町内を担当）
- ・「（一社）福岡県測量設計コンサルタンツ協会・県南地区協議会傘下会社」（旧甘木市内を担当）
- ・「（一社）福岡市設計測量業協会」（旧杷木町内を担当）



写真-5.2.12 第1回合同説明会後の現場での確認（8月8日）



写真-5.2.13 現場確認後質疑応答（8月8日）

災害復旧技術専門家
（一社）九州地域づくり
協会職員



写真-5.2.14 第2回合同説明会（8月25日）



写真-5.2.15 第2回合同説明会後の個別質問対応（8月25日）

朝倉市職員

（2）建設課災害復旧班（後の公共土木施設災害対策室）の開設

朝倉市では、災害復旧事業を円滑に実施するために、朝倉市杷木支所に、建設課災害復旧班（平成30年4月1日より、公共土木施設災害対策室に改組）を、8月16日に開設しました。この災害復旧班は、朝倉市職員の他、各自治体からの支援職員（31名、平成29年11月20日現在）、国土交通省九州地方整備局支援職員1名、災害復旧技術専門家（（公社）全国防災協会）1名、（一社）九州地域づくり協会職員1名で構成されました。また、国土交通省九州地方整備局職員が平成29年10月1日より、災害復旧事業

を推進するために部長として出向することになりました。さらに、平成29年8月22日より平成30年1月31日までの間、週2回、福岡県防災エキスパート会の支援を受けました。

災害復旧班の様子を写真-5.2.16に、業務体制を図-5.2.2に、ピーク時（平成29年11月20日現在）の職員配置体制を表-5.2.1に示します。災害査定においては、福岡市からの中長期派遣に加え、多くの短期派遣者の支援がありました。

災害復旧班は、甘木班、杷木班、朝倉班、橋梁班、庶務班、積算班で構成されていますが、（平成29年12月末時点）、これらの班が集まる「災害復旧調整会議」において、情報共有や様々な調整を行い、災害査定業務に対応しました。



写真-5.2.16 建設課災害復旧班(後の公共土木施設災害対策室)
(H.29.12.15の18時頃、翌週からの第19次災害査定に向けて準備中)

《大規模災害・初動》

《災害復旧》

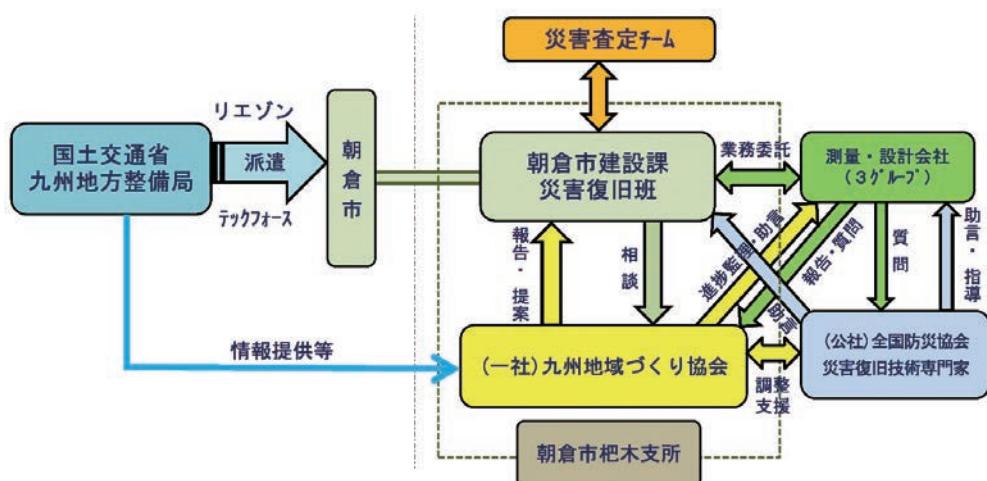


図-5.2.2 朝倉市・災害復旧班での業務体制図

表-5.2.1 朝倉市・災害復旧班の人員配置(平成29年11月20～24日時点)

所 属 元	所属元・内訳等	人 数
朝倉市職員 (嘱託1、臨時1を含む)	部長、参事、甘木班(3)、杷木班(2)、 朝倉班(2)、庶務班(4)	13
自治体からの応援職員 (各班に配置)	福岡市(10)、久留米市(4)、福岡県(2)、うきは市、日向市、 直方市、平戸市、宗像市、八女市、大牟田市、糸島市、筑後市、 京都市、行橋市、宇部市、春日市、佐世保市、長崎市	31
その他(積算班他)	民間(積算業務委託)	3
(一社)九州地域づくり協会	常駐	1
災害技術専門家 (公社)全国防災協会	必要に応じて随時	1
福岡県防災エキスパート会	週2日(火、木)	1～4
合 計		50～53

(福岡市からの短期派遣含む)

(3) 公共土木施設災害対策室の開設

上記の災害復旧班は、迅速かつ効率的に復旧事業を推進するために、本庁建設課の係相当から課相当の「公共土木施設災害対策室」へ、平成30年4月1付けで格上げしました。



図-5.2.3 公共土木施設災害対策室の設置

平成30年4月1日～6月30日までの、人員配置の概要は、以下のとおりでした。

表-5.2.2 朝倉市・公共土木施設災害対策室の人員配置(平成30年4月1日～6月30日時点)

		所属元等	人 数
部 長	市職員	1	
室 長	市職員	1	
庶務係	市職員(3)、大川市、中津市、行橋市、嘱託	7	
復旧対策係	甘木班	市職員(3)、長崎県(2)、宮崎市、うきは市	7
	杷木班	市職員(3)、福岡市(5)、久留米市	9
	朝倉班	市職員(5)、大牟田市、田川市、久留米市、嘱託	8
	橋梁班	市職員、福岡県(2)、佐世保市、長崎市	5
災害技術専門家		必要に応じて随時	1
(一社)九州地域づくり協会		常駐	1
合 計			40

5.2.3 災害査定とその結果

(1) 災害査定の実施概要と査定の効率化

公共土木施設の災害査定¹⁾は、主務省である国土交通省本省や九州地方整備局より派遣される査定官(必要に応じて審査補助として事務官や検査官(技官)も参加)と、